

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領

平成23年4月1日22林政経第225号
平成24年4月6日23林政経第314号
平成24年11月30日24林政経第222号
平成25年2月26日24林政経第253号
平成25年5月16日25林政経第100号
平成26年2月7日25林政経第358号
平成26年4月1日25林政経第374号
平成27年2月3日26林政経第235号
平成27年4月9日26林政経第255号
平成28年4月1日27林政経第314号
平成29年3月30日28林政経第317号
平成30年3月30日29林政経第335号
平成31年3月28日30林政経第461号
令和元年5月28日元林政政第71号
令和2年1月30日元林政経第239号
林野庁長官通知
【最終改正】
令和2年3月27日元林政経第245号

第1 趣旨

林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経第161号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表の事業の種類の欄の1の項の事業内容の欄の1に定める「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（以下「本事業」という。）については、実施要綱及び「緑の人づくり」総合支援対策補助金交付要綱（平成30年3月30日付け29林政経第345号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この通知によるものとする。

第2 事業内容等

施業の集約化と路網の整備、高性能林業機械を活用した効率的な作業システムにより、利用期を迎えた人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給につなげていくためには、専門的かつ高度な知識・技術・技能を有し、間伐等の森林施業を効率的に行える現場技能者を確保・育成することが必要である。

このため、新規就業者の確保・育成のための研修等を実施する。

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容

(1) 研修生の募集のための就業ガイダンス等

林業就業希望者に対する林業就業に関する情報の提供並びに本事業の研修を受ける者の円滑かつ公正な募集等を行うための就業相談会の開催及び広報活動を実施する。

(2) トライアル雇用研修

林業経営体による林業就業希望者の林業への適性・能力等の見極めや林業の作業実態や就労条件等に関する林業就業希望者の理解を得ることにより、林業就業に対する林業経営体と林業就業希望者の双方の不安を解消させるため、次の事業を実施する。

ア 研修の実施

林業への就業希望者を3か月程度短期雇用し、林業に必要な作業を体験させるための実地研修（以下「トライアル雇用研修」という。）を実施する。

イ 資格

(ア) 研修生の資格

トライアル雇用研修生は、別表1の研修生の要件の欄のトライアル雇用研修の項に掲げる要件を全て満たす者とする。

(イ) 林業経営体の資格

トライアル雇用研修に係る助成を受けることができる林業経営体は、別表1の林業経営体の要件の欄のトライアル雇用研修の項に掲げる要件を全て満たす林業経営体とする。

ウ トライアル雇用研修実施計画書の作成

(ア) トライアル雇用研修実施計画書の提出

事業実施主体は、トライアル雇用研修を行い、助成を受けようとする林業経営体に対し、実地研修に関する実施計画書（以下「トライアル雇用研修実施計画書」という。）を提出させるものとする。

(イ) トライアル雇用研修実施計画書の記載事項

トライアル雇用研修実施計画書には、次の事項を記載するものとする。

- a 林業経営体の名称及び住所
- b 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「労確法」という。）に基づく「労働環境の改善、募集方法の改善その他雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」（以下「改善計画」という。）の都道府県知事による認定番号
- c 研修生の労働条件
- d 研修の内容
- e 研修生の氏名、性別、年齢、林業就業経験年数
- f 研修生の指導体制
- g 予定する助成額の見積り
- h その他事業実施主体が必要と認める事項

エ トライアル雇用研修実施計画書の審査等

(ア) トライアル雇用研修実施計画書の審査

事業実施主体は、トライアル雇用研修実施計画書の審査に当たって、審査基準を定めるものとし、その基準に従ってトライアル雇用研修実施計画書を審査するものとする。

(イ) 審査結果の報告

事業実施主体は、トライアル雇用研修実施計画書の審査結果を林野庁長官に報告するものとする。

(ウ) 承認通知書の交付

事業実施主体は、審査の結果、適当と認めるトライアル雇用研修実施計画書を作成した林業経営体（以下「トライアル雇用研修助成林業経営体」という。）に対し、承認通知書を交付するものとする。

また、事業実施主体が、本承認通知書を交付する場合には、当該実施計画書に基づく研修に対し交付を予定する助成金の額を記載し、助成金交付の条件を付すものとする。

オ トライアル雇用研修実施計画書の変更

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体が作成したトライアル雇用研修実施計画書の研修生数、事業費、その他事業実施主体が定める事項について変更が生じた場合には、速やかに当該実施計画書の変更を行わせるものとする。

カ トライアル雇用研修の中止

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体がトライアル雇用研修を中止する場合には、速やかに事業実施主体が定めるトライアル雇用研修中止届を提出させなければならない。

キ トライアル雇用研修実績報告書の作成

(ア) トライアル雇用研修実績報告書の提出

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体に実績報告書（以下「トライアル雇用研修実績報告書」という。）を提出させるものとする。

(イ) トライアル雇用研修実績報告書の記載事項

トライアル雇用研修実績報告書の記載事項については、ウの（イ）の規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「トライアル雇用研修実績報告書」と、「予定する助成額の見積り」とあるのは、「請求する助成額」と読み替えるものとする。

ク トライアル雇用研修に対する助成

(ア) 助成対象経費

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体がトライアル雇用研

修実施計画書に基づき行ったトライアル雇用研修に対し、別表2の1及び4の経費を助成するものとする。

(イ) 助成対象の現地研修

トライアル雇用研修の助成対象となる現地研修は、現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第336号林野庁長官通知）に規定する現場管理責任者（フォレストリーダー）研修若しくは統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修を修了した者又は事業実施主体が定める資格・経験を有すると認められる者を指導員として選任し、研修場所に配置して、林業に必要な作業をトライアル雇用研修実施計画書に基づいて実施するものとする

(ウ) 助成対象の作業種

現地研修の助成対象となる作業種は、事業実施主体が定める。

(エ) 現地研修の助成期間

トライアル雇用研修の助成期間は、トライアル雇用研修生の雇用契約期間に応じたものとし、月額助成にあつては3か月、日額助成にあつては60日を上限とする。ただし、令和元年度補正予算（第1号）においては、月額助成にあつては2か月、日額助成にあつては40日を上限とする。

(オ) 助成額の総額

林業経営体ごとの助成額の総額は、予算の範囲内において、事業実施主体が定めるものとする。

(カ) 優先配分

事業実施主体は、別表3の評価項目に基づき林業経営体に点数を配分し、その合計点数の高い林業経営体から優先的に本事業の助成を行うものとする。

(キ) 研修内容等の記録等

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体に対し、研修生及び指導員の氏名、研修場所、作業内容、指導内容、トライアル雇用研修に要した経費の内容等を適正に記録させ、備え付けさせるものとする。

(3) 新規就業者育成対策

事業実施主体は、林業経営体が新たに雇用した林業就業者等（以下「新規就業者等」という。）に対し、安全かつ効率的な作業に必要な基本的な知識・技術・技能を習得させるとともに、現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策実施要領に規定する現場管理責任者（フォレストリーダー）及び統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の候補として育成するため、次の事業を実施する。

ア 研修の種類

(ア) 集合研修

林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成10年4月8日付け10林野組第70号林野庁長官通知）に基づき実施した林業就業者能力向上対策事業において作成した集合研修カリキュラムのうち林業作業士（フォレストワーカー）（以下「FW」という。）研修カリキュラムを基本として、新規就業者等に基本的な知識・技術・技能等を習得させるための座学、実習を事業実施

主体が指定する施設又は研修地において実施する。FW研修（1年目）においては、林業労働安全に資する最新装置を活用した研修を実施する。

(イ) 実地研修（OJT）

新規就業者等に対し、知識・技術・技能の習熟を図るため、各林業経営体における通常作業等を通じた研修（On The Job Training）を実施する。

なお、事業実施主体は、林業経営体が実施する実地研修への講師派遣等による研修を行うことができるものとする。

イ 研修の区分

(ア) FW研修（1年目）

新たに林業経営体に雇用された者を対象として集合研修及び実地研修を実施する。このほか、必要に応じて、年度後期にも研修を開始することができるものとする。

なお、林業大学校等（事業実施主体が指定するものに限る。）を修了した者については、集合研修を省略することができるものとする。

(イ) FW研修（2年目）

FW研修（1年目）の修了者等を対象として集合研修及び実地研修を実施する。

(ウ) FW研修（3年目）

FW研修（2年目）の修了者等を対象として集合研修及び実地研修を実施する。

(エ) 指導員能力向上研修

トライアル雇用研修及び（ア）から（ウ）までの研修（以下「FW研修」という。）の実地研修の指導員となる者を対象として、その指導能力向上のための集合研修を実施する。

ウ FW研修の計画的な実施

事業実施主体は、FW研修の実施に当たり、研修生が研修に連続的に参加できるよう配慮するものとする。

エ 資格

(ア) 研修生の資格

FW研修生は、別表1のFW研修（1年目）の項、FW研修（2年目）の項及びFW研修（3年目）の項の研修生の要件の欄のそれぞれに掲げる要件を全て満たす者とする。

(イ) 林業経営体の資格

FW研修に係る助成を受けることができる林業経営体は、別表1のFW研修（1年目）の項、FW研修（2年目）の項及びFW研修（3年目）の項の林業経営体の要件の欄のそれぞれに掲げる要件を全て満たす者とする。

オ FW研修実施計画書の作成

(ア) FW研修実施計画書の提出

事業実施主体は、FW研修の現地研修を行い助成を受けようとする林業経営体に対し、現地研修に関する実施計画書（以下「FW研修実施計画書」という。）を提出させるものとする

(イ) FW研修実施計画書の記載事項

FW研修実施計画書の記載事項は、(2)のウの(イ)の規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と読み替えるものとする。

カ FW研修実施計画書の審査等

FW研修実施計画書の審査、審査結果の報告及び承認通知書の交付については、(2)のエの規定を準用するとともに、FW研修実施計画書の審査については、林業経営体の多様な育成スタイルに配慮するものとする。

この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「FW研修助成林業経営体」と、「トライアル雇用研修中止届」とあるのは、「FW研修中止届」と読み替えるものとする。

キ FW研修実施計画書の変更

FW研修実施計画書の変更については、(2)のオの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「FW研修助成林業経営体」と、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と読み替えるものとする。

ク FW研修の中止

FW研修の中止については、(2)のカの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「FW研修助成林業経営体」と、「トライアル雇用研修中止届」とあるのは、「FW研修中止届」と読み替えるものとする。

ケ FW研修実績報告書の作成

FW研修実績報告書の作成については、(2)のキの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「FW研修助成林業経営体」と、「トライアル雇用研修実績報告書」とあるのは、「FW研修実績報告書」と読み替えるものとする。

コ 現地研修に対する助成

事業実施主体は、FW研修の現地研修に対する助成については、(2)のクの規定を準用する。(ただし、(2)のクの(エ)の現地研修の助成期間の規定を除く。)

この場合、「トライアル雇用研修」とあるのは、「FW研修」と、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「FW研修助成林業経営体」と、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と、「別表

2の1及び4」とあるのは、「別表2の2から4まで」と、「トライアル雇用研修生」とあるのは、「FW研修生」と読み替えるものとする。

ただし、FW研修の助成期間は、月額助成にあつては8か月、日額助成にあつては140日を上限とする。

(4) 安全指導等

ア 林業経営体への安全指導

事業実施主体は、労働災害が多発する作業等に関する具体的な指導方針を策定するとともに、実地研修の安全な実施を図るための安全巡回指導及び重大災害等が発生した林業経営体への特別安全指導をそれぞれ実施するものとする。

イ 林業経営体の自主的取組の促進

事業実施主体は、林業経営体が労働災害防止の強化に自主的に取り組むよう必要な情報発信等を行うものとする。

(5) 事業推進委員会

事業実施主体は、本事業の効果的かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり、事業推進委員会を設置するものとする。

ア 委員会の設置

事業推進委員会は、事業実施主体に設置するものとする。

イ 委員の構成

事業推進委員会は、外部有識者等により構成するものとする。

ウ 委員会に付議する事項

- (ア) 事業実施計画及び事業実績に関する事項
- (イ) 研修実施計画書の審査基準の制定に関する事項
- (ウ) 改善措置意見に関する事項
- (エ) 研修カリキュラムに関する事項
- (オ) 安全指導に関する事項
- (カ) その他本事業の実施に関する事項

エ 専門委員会の設置

事業実施主体は、本事業の実施に関して専門的な知見に基づく助言が必要な事項を審議するために、事業推進委員会に専門委員会を設置することができるものとする。

(6) 林業経営体に対する指導及び監督・検査

事業実施主体は、本事業の適正かつ計画的・効率的な実施を図るため、助成を受けようとする林業経営体に対して、事業説明会の開催等を通じて事業内容の説明を行うとともに、実地研修を実施する林業経営体に対して、トライアル雇用研修及びFW研修実施計画書の作成、トライアル雇用研修及びFW研修の実績報告

等に関する指導並びに実地研修の実施状況等に関する監督・検査を実施するものとする。

(7) 改善措置意見

ア 改善措置意見の通知

事業実施主体は、本事業に係る法令・規定等の遵守、研修の安全確保及び研修生の林業への定着について、改善を要する状況にあると認められる場合には、トライアル雇用研修助成林業経営体及びFW研修助成林業経営体（以下「助成林業経営体」という。）に対し、改善措置意見を通知するものとする。

イ 改善措置意見の通知に伴う措置

事業実施主体は、改善措置意見の通知を複数回受けるなど、再発のおそれが高いと認められる助成林業経営体に対し、事業実施主体が定める基準に基づき、研修を停止させるとともに、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

ウ 改善方針の作成

事業実施主体は、アの規定により、改善措置意見を通知された助成林業経営体に、当該意見に対する改善の方針（以下「改善方針」という。）を提出させるものとする。

エ 改善方針の審査

事業実施主体は、前項の規定により提出された改善方針を審査し、改善措置意見に対する十分な改善が図られ、再発のおそれが低いと認められる場合には、承認通知書を交付するものとし、これ以外の場合は、研修を停止させるものとする。

オ 都道府県の意見

事業実施主体は、改善措置意見を発出した場合には、その写しを当該助成林業経営体の改善計画を認定した都道府県知事に送付するものとする。

都道府県知事は、前項の規定により事業実施主体が行う改善方針の審査に当たって、事業実施主体に対し意見を提出できるものとし、事業実施主体は当該意見を尊重し、審査を行うものとする。

3 事業の実施

(1) 業務の委託

事業実施主体は、地方において本事業を円滑かつ効率的に実施するため、第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を都道府県の林業労働力確保支援センター、大学等研究教育機関又はその他の林業関係団体等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討する必要がある。

なお、本事業に係る業務について委託契約を締結した場合には、林野庁長官に

報告するものとする。

(2) 定着状況の調査

事業実施主体は、林業担い手育成確保対策事業の実施に基づき実施した、緑の雇用担い手育成対策事業の研修生及び緑の雇用担い手対策事業（以下「旧緑の雇用事業」という。）の基本研修生並びに「緑の雇用」現場技能者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日22林政経第225号）に基づき実施した「緑の雇用」現場技能者育成対策事業、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業及び本事業のFW研修（1年目）の研修生の定着状況を調査し、本事業を実施した翌年度6月末までに林野庁長官に報告するものとする。

なお、調査内容は本事業を実施した翌年度4月1日時点における就業状況とする。

(3) 都道府県等との連携確保

ア 研修実施計画書及び研修実績報告書の都道府県等への届出

事業実施主体は、トライアル雇用研修実施計画書、FW研修実施計画書、トライアル雇用研修実績報告書及びFW研修実績報告書の写しを都道府県知事及び林業労働力確保支援センターに届け出るものとする。

イ 都道府県等の意見

都道府県知事及び林業労働力確保支援センターは、トライアル雇用研修実施計画書及びFW研修実施計画書について、事業実施主体に意見を提出することができるものとし、事業実施主体は、その意見を尊重し、当該計画の審査を行うものとする。

ウ 定着率の確認

事業実施主体は、アのFW研修実施計画書に記載された林業経営体の定着率について、林業労働力確保支援センターを通じて正確性を確保しなければならないものとする。

(4) 研修修了者の登録申請の取りまとめ

事業実施主体は、FW研修（3年目）の修了者から、研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）に基づき研修修了者名簿への登録申請があった場合には、当該者に係る研修が修了している旨の確認を行った上で、林野庁長官に報告するとともに、研修修了者名簿登録証等が発行された場合は、本人にこれを配付するものとする

4 助成金の交付等

(1) 内規の作成

事業実施主体は、本事業に係る助成を受ける林業経営体が行う助成金の交付申請手続きその他の事業実施に必要な事項を定めた内規を林野庁長官に協議の上作成し、当該内規に基づき助成金の交付を行うものとする。

(2) 助成金の返還等

事業実施主体は、次の場合においては、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

なお、助成金の返還に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく手続等により行うものとする。

ア トライアル雇用研修実施計画書、FW研修実施計画書に即した取組が行われていないと認められる場合

イ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき

ウ 本通知、助成金の交付条件及び事業実施主体が定める規定に違反したとき

(3) 助成金等の併給防止

ア 事業実施主体は、本事業による助成金の支給に関し、厚生労働省の実施するトライアル雇用奨励金及び緊急雇用創出事業による助成金・奨励金との併給としないよう、都道府県労働局等との連絡・調整を行うものとする。

なお、FW研修（1年目）の後期開始により助成を受けた研修生が、翌年度に継続してFW研修（1年目）の助成を受ける場合は、2の（3）のロに規定する助成期間に前年度の助成期間を含めるものとする。

イ アのほか、事業実施主体は、本事業と同一の事由をもって、国から助成される各種助成金等と本事業による助成金が併給としないようにするものとする。

5 事業の実施期間

平成28年度から令和2年度までとする。

第3 事業計画書及び実施報告書の作成

実施要綱の第4の（1）に定める事業計画書の作成及び承認等については、交付要綱の第4第1項に定める申請書をもってこれに代えるものとする。

また、実施要綱の第8に定める実施状況等の報告は、交付要綱の第13第1項に定める実績報告書をもってこれに代えるものとする。

第4 知的財産権の取扱い

1 事業実施主体は、事業の実施により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）の出願等の状況を林野庁長官に報告するものとする。

2 1の報告は、補助事業を開始した年度の最初の日から5年以内に、本事業に基づく知的財産権を出願し若しくは取得した場合又はこれを譲渡し若しくは実施権を設定した場合に、当該出願等を行った年度の末日から30日以内に別紙様式第1号により行うものとする。

- 3 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
- 4 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的所有権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、事業実施主体は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

第5 国の助成

- 1 林野庁長官は、本事業の効果的実施を図るため指導監督を行うものとし、助成対象経費の範囲及び算定方法は別表2、実施要綱第3に規定する補助対象経費の範囲及び算定方法は別表4、助成対象経費及び補助対象経費は別表5に掲げるとおりとする。
- 2 林野庁長官は、本事業の助成対象経費及び補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、提出を求めるものとする。
- 3 事業の着手は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、別紙様式第2号により林野庁長官に提出することとする。

第6 その他

1 成果の取扱い

事業実施主体は、林野庁長官が本事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

また、事業実施主体は、事業実施期間終了後においても、本事業の成果及び実績等について、林野庁長官から報告を求められたときは、これに協力しなければならないものとし、本事業の助成を受けた林業経営体も、同様に事業実施主体から報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

2 経過措置

- (1) 次の通知は廃止するものとする。ただし、この要領の施行後も、この通知に基づいて平成22年度まで実施された事業に係る報告及び国庫への返還については、なお従前の例による

ア 「林業担い手育成確保対策事業の実施について」（平成10年4月8日付け10林野組第70号林野庁長官通知）

イ 「吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業実施要領」（平成18年3月29日付け

17林整研第965号林野庁長官通知)

ウ 「林業経営者育成確保事業実施要領」(平成22年3月31付け21林整研第845号林野庁長官通知)

(2) 平成28年4月1日付け27林政経第314号林野庁長官通知による改正前の本実施要領(以下「旧要領」という。)に基づき実施された高校生等に対する林業経営・就業体験等に係る報告書等の作成については、なお従前の例による。

附則(平成27年4月9日26林政経第255号)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成27年4月9日付け26林政経第255号林野庁長官通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附則(平成28年4月1日27林政経第314号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附則(平成29年3月30日28林政経第317号)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附則(平成30年3月30日29林政経第335号)

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附則(平成31年3月28日30林政経第461号)

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附則(令和元年5月28日元林政経第71号)

- 1 この通知は、令和元年5月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 1 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取

り繕って使用することができる。

附則（令和2年1月30日元林政経第239号）

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。

附則（令和2年3月27日元林政経第245号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

別表1 新規就業者の確保・育成対策に係る研修生及び林業経営体の要件

| 研修の種類 | 研修生の要件 | 林業経営体の要件 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トライアル雇用研修 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、林業労働力確保支援センター、学校等公的な機関を通じる等労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者であること 2 トライアル雇用研修修了後、5年以上就業できる年齢であること 3 林業就業に必要な健康状態の者であること 4 林業就業経験が通算1年未満の者であること 5 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること | <ol style="list-style-type: none"> 1 労確法に基づいて都道府県知事が改善計画を認定した事業主又は本事業を実施する年度に認定を受けることが確実と認められる事業主（以下「認定事業主等」という。）であること 2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること 3 実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること 4 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること 5 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること |
| FW研修（1年目） | <ol style="list-style-type: none"> 1 ハローワーク、林業労働力確保支援センター、学校等公的な機関を通じる等労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者であること又はトライアル雇用研修等から引き続き採用される者であること 2 FW研修（1年目）修了後、5年以上就業できる年齢であること 3 林業就業に必要な健康状態の者であること 4 林業就業経験が通算2年未満の者であること 5 当該年度を通じた就業を予定している者であること 6 林業就業支援講習の講習修了者等林業就業に対する意識が明確な者であること 7 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること | <ol style="list-style-type: none"> 1 認定事業主等であること 2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること 3 FWの育成に向けて、計画的に研修を実施することができる林業経営体であること 4 実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること 5 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること 6 過去5年間のFW研修（1年目）の研修生の定着率が原則として50%以上の林業経営体であること 7 直近年において、研修生に限らず、林業労働災害における死亡災害が発生していない林業経営体であること |

| | | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 8 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること |
| FW研修（2年目） | <p>1 FW研修（1年目）を修了している者であること ただし、旧緑の雇用事業の基本研修を修了し、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有する者である場合にはFW研修（1年目）を修了している者とみなすことができる</p> <p>2 FW研修（2年目）修了後、5年以上就業できる年齢であること</p> <p>3 FW研修（1年目）を修了後の年数が、原則として3年以上経過していない者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p> | <p>1 認定事業主等であること</p> <p>2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること</p> <p>3 FWの育成に向けて、計画的に研修を実施することができる林業経営体であること</p> <p>4 実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること</p> <p>5 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること</p> <p>6 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること</p> |
| FW研修（3年目） | <p>1 FW研修（2年目）を修了している者であること ただし、旧緑の雇用事業の基本研修及び技術高度化研修を修了し、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有する者である場合にはFW研修（2年目）を修了している者とみなすことができる</p> <p>2 FW研修（3年目）修了後、5年以上就業できる年齢であること</p> <p>3 FW研修（1年目）を修了後の年数が、原則として4年以上経過していない者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p> | 同上 |

別表2 新規就業者の確保・育成対策に係る実地研修助成対象経費の範囲及び算定方法

1 トライアル雇用研修の助成対象経費

| 助成対象経費 | 助成の内容 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術習得推進費 | <p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの月額（9万円）を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業経営体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p> <p>また、助成する期間は、3か月を上限とする。なお、令和元年度補正予算（第1号）においては、2か月を上限とする。</p> |
| 労災保険料 | 技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。 |
| 資材費 | 林業経営体が研修等に使用する資材等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体が負担する経費を助成する。 |
| 雇用促進支援費 | 林業経営体が支給する住宅手当の経費として、トライアル雇用研修生が借家を住居としている場合に限り、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に林業経営体が支給した額を助成する。 |

2 FW研修（1年目）の助成対象経費

| 助成対象経費 | 助成の内容 | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|------|------|-------------|------|------------|-----|-------|-----|
| 技術習得推進費 | <p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの月額（9万円に、林業経営体における過去5年間のFW研修（1年目）の研修生の定着率に応じて以下に定める率を乗じて得た額）を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業経営体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p> <p>また、助成する期間は、8か月を上限とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>定着率</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>105%</td> </tr> <tr> <td>80%以上100%未満</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>60%以上80%未満</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> | 定着率 | 乗率 | 100% | 105% | 80%以上100%未満 | 100% | 60%以上80%未満 | 95% | 60%未満 | 90% |
| 定着率 | 乗率 | | | | | | | | | | |
| 100% | 105% | | | | | | | | | | |
| 80%以上100%未満 | 100% | | | | | | | | | | |
| 60%以上80%未満 | 95% | | | | | | | | | | |
| 60%未満 | 90% | | | | | | | | | | |

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労災保険料 | 技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。 |
| 研修準備費 | 林業経営体が研修等に使用する林業用の機械用具等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体が負担する経費を助成する。 |
| 資材費 | 林業経営体が研修等に使用する資材等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体が負担する経費を助成する。 ただし、トライアル雇用研修から引き続き雇用される者については、助成の対象にならないものとする。 |
| 安全向上対策費 | 林業経営体が研修等に使用する最先端の安全装備等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体が負担する経費を助成する。 |
| 雇用促進支援費 | 林業経営体が支給する住宅手当の経費として、FW研修（1年目）の研修生が借家を住居としている場合に限り、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に林業経営体が支給した額を助成する。 |
| 就業環境整備費 | 社会保険等への加入を必須とし、林業退職金共済制度等掛金、雇用保険、厚生年金等の社会保険料等の事業主負担分として、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に林業経営体が負担した額を助成する。 |
| 研修環境整備費 | 林業経営体が女性を雇用して研修を行うために必要な現場環境整備の経費として、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に女性研修生を雇用している林業経営体が負担した額を助成する。 |

3 FW研修（2・3年目）の助成対象経費

| 助成対象経費 | 助成の内容 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術習得推進費 | 研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの月額（9万円）を助成する。 ただし、支給の対象となった月に林業経営体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。 |

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | また、助成する期間は、8か月を上限とする。 |
| 労災保険料 | 技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。 |
| 安全向上対策費 | 林業経営体が研修等に使用する最先端の安全装備等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体が負担する経費を助成する。 |
| 就業環境整備費 | 社会保険等への加入を必須とし、林業退職金共済制度等掛金、雇用保険、厚生年金等の社会保険料等の事業主負担分として、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に林業経営体が負担した額を助成する。 |
| 研修環境整備費 | 林業経営体が女性を雇用して研修を行うために必要な現場環境整備の経費として、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に女性研修生を雇用している林業経営体が負担した額を助成する。 |

4 トライアル雇用研修及びFW研修（1～3年目）の共通助成対象経費

| 助成対象経費 | 助成の内容 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指導費 | <p>研修生への指導を行うための経費として、認定事業体等(研修生及び指導員が個別に配置され、かつ、改善計画において個別に雇用管理者が選任されている事業所(以下「対象事業所」という。))が複数ある場合には、対象事業所ごとに一の認定事業体等とみなすことができる。以下同じ。)当たりの日額をそれぞれの研修生の人数の合計に応じて配置される指導員の数(研修生の人数の合計が1人又は2人の場合にあつては1人、3人又は4人の場合にあつては2人、5人以上の場合にあつては3人を原則とする。)に応じて助成するものとする。</p> <p>助成の対象となる日数は、研修生が事業実施主体が定める助成対象の作業種を行い、かつ、指導員が研修生への指導を実施したことが研修記録簿及び指導員の出勤簿等により確認できる日をトライアル雇用研修は60日、FW研修は140日を上限として算定する。ただし、令和元年度補正予算(第1号)においては、トライアル雇用研修は40日を上限とする。</p> |
| 研修業務管理費 | 事業実施主体が行う監督・検査及び安全指導への立会並びに調査に対する報告等研修業務の管理に必要な経費として、 |

事業実施主体が定める認定事業主当たりの月額を助成する。

別表3 新規就業者の確保・育成対策に係る優先配分の条件及び配点

| 評価内容 | 配点 |
|-------------------------------------------------------------------|----|
| 1 森林経営管理制度への対応 | |
| ① 経営管理実施権の設定を受けている。 | 5 |
| ② 経営管理実施権の設定を受けていない。 | 0 |
| 2 雇用環境の改善 | |
| (1) 月給制への対応 | |
| ① 現場作業に従事する従業員（臨時雇用を除く。以下同じ。）全員に月給制を導入している。 | 5 |
| ② 現場作業に従事する従業員の一部に月給制を導入している。 | 3 |
| ③ 現場作業に従事する従業員に月給制を導入していない。 | 0 |
| (2) 社会保険等への対応 | |
| ① 厚生年金及び健康保険、退職金共済等の全てについて加入・導入している。 | 5 |
| ② 厚生年金及び健康保険、退職金共済等のうち一部について加入・導入している。 | 3 |
| ③ 厚生年金及び健康保険、退職金共済等のいずれについても加入・導入していない。 | 0 |
| (3) 労働安全対策への対応 | |
| ① 前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けて安全活動に取り組んでおり、かつリスクアセスメントに取り組んでいる。 | 5 |
| ② 前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けて安全活動に取り組んでいるか、又はリスクアセスメントに取り組んでいる。 | 3 |
| ③ 前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けて安全活動に取り組んでおらず、かつリスクアセスメントに取り組んでいない。 | 0 |
| (4) 能力評価システムの導入 | |
| ① 能力評価システムを導入している。 | 3 |
| ② 能力評価システムを導入していない。 | 0 |
| 3 伐採・造林に関する行動規範の策定等 | |
| ① 伐採・造林に関する行動規範を策定している。又は所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守している。 | 3 |
| ② 伐採・造林の関する行動規範は策定していない。また、所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守していない。 | 0 |
| 4 協力雇用主（注）への登録 | |
| ① 協力雇用主として登録している。 | 3 |
| ② 協力雇用主として登録していない。 | 0 |

注：再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に規定される協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）

別表4 補助対象経費の範囲及び算定方法

| 補助対象経費 | 範囲及び算定方法 |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術者給 | <p>事業実施主体が事業運営に係る技術を有する者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定に当たっては、別紙「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。</p> |
| 賃金 | <p>事業実施主体が本事業の補助的業務（資料整理、事業資料の収集等）に従事させるために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。</p> <p>単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。</p> |
| 謝金 | <p>企画、講習会、専門的知識の提供、資料の整理・収集等について協力を得た事業実施主体以外の者に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>単価については、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。</p> |
| 旅費 | <p>事業実施主体が行う資料収集、各種調査、就業相談、研修の実施、監督・指導・検査、講師派遣、打合せ、会議等の実施に伴う旅行に必要な経費とする。</p> |
| 需用費 ア 消耗品費 イ 印刷製本費 ウ 光熱水費 | <p>消耗品費、印刷製本費、光熱水費等の経費とする。</p> <p>文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p> <p>資料、文書、図面、パンフレット等の印刷製本の経費とする。</p> <p>電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする。</p> |
| 燃料費 | <p>事業実施主体が行う研修等に使用する機械の燃料購入に必要な経費とする。</p> |
| 役務費 ア 原稿料 | <p>原稿料、通信運搬費、普及宣伝費等の人的サービスに対して支払う経費とする。</p> <p>報告書等の執筆者に対して、実働に応じて支払う対価とする。</p> |

| | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ 通信運搬費 | 郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費とする。 |
| ウ 普及宣伝費 | マスメディアへの広告料の支払等に必要な経費とする。(事業実施主体が発行する雑誌、ホームページ等への掲載は技術者給、需用費等で計上するものとする。) |
| 委託費 | <p>補助の目的である本事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、研修の実施、監督・指導・検査、取りまとめ等)を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費とする。</p> <p>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合に限り実施できるものとする。</p> <p>なお、本事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務を委託すると、本事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討する必要がある。</p> |
| 使用料及び賃借料 | 車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費とする。 |
| 資料購入費 | 専門誌、書籍等の購入に必要な経費とする。 |
| 教材費 | 教材等の作成・購入に必要な経費とする。 |
| 講習費 | 安全教育、技能講習等の受講に必要な経費とする。 |
| その他(保険料等) | 雇用に伴う社会保険料の事業主負担分の経費(「賃金」、「技術者給」を除く。)、交通費(勤務地内を移動する場合の電車代等「旅費」で支給されない経費)など、ほかの費目に該当しない経費とする。 |

別表5 助成対象経費及び補助対象経費

| 区 分 | 補助率 | 助成対象経費及び補助対象経費 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 研修生の募集のための就業ガイダンス等 | 定額 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、普及宣伝費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |
| 2 トライアル雇用研修 | | 技術習得推進費、労災保険料、指導費、資材費、雇用促進支援費、研修業務管理費 |
| 3 新規就業者育成対策 (1) 集合研修 (2) 実地研修 ① FW研修（1年目） ② FW研修（2年目） ③ FW研修（3年目） | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、講習費、その他（保険料等） 技術習得推進費、労災保険料、研修準備費、資材費、安全向上対策費、研修業務管理費、雇用促進支援費、就業環境整備費、指導費、研修環境整備費 技術習得推進費、労災保険料、安全向上対策費、指導費、研修業務管理費、就業環境整備費、研修環境整備費 |
| 4 安全指導等 | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |
| 5 事業推進 | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費 |

| | |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6 林業経営体に対する指導 及び監督・検査</p> | <p>(通信運搬費)、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他(保険料等)</p> <p>技術者給、賃金、謝金、旅費、需要費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他(保険料等)</p> |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別紙様式第1号（第4の2関係）

令和 年度「緑の雇用」新規就業者育成推進事業に係る知的財産権報告書

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年 月 日付け 林政経第 号で補助金の交付決定の通知があった「緑の雇用」新規就業者育成推進事業に関して、下記のとおり知的財産権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領第4の2の規定により報告する。

注）課題毎に記載すること。

記

- 1 課題（番号及び知的財産権の種類）
- 2 出願又は取得年月日
- 3 内容
- 4 相手先及び条件（譲渡及び実施権の設定の場合）

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年度「緑の雇用」新規就業者育成推進事業交付決定前着手届

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領第5の3の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費
2. 着手予定年月日
3. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。